

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペルー	タラウ漁港拡張・近代化計画の ための贈与に関する日本国政府 とペルー共和国政府との間の交 換公文	タラウ漁港拡張・近代化計画を実施するために必要 な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	298,000千円 H19.3.31まで	H18.4.3 タラウで (同日)	日本側 石田仁宏在ペルー 大使 側 オスカル・マウ ルトウア・デ・ロペーニ ヤ外務大臣	H18.4.17 238号
ペルー	タラウ漁港拡張・近代化計画の ための贈与に関する日本国政府 とペルー共和国政府との間の交 換公文	タラウ漁港拡張・近代化計画を実施するために必要 な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,022,000千円 H19.3.31まで	H18.8.1 リマで (同日)	日本側 石田仁宏在ペルー 大使 側 ホセ・アントニ オ・ガルシア・ベラウソ ン デ外務大臣	H18.8.15 487号
ペルー	チャビソ国立博物館建設計画の ための贈与に関する日本国政府 とペルー共和国政府との間の交 換公文	チャビソ国立博物館建設計画の実施するために必要 な 1. 博物館の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	298,000千円 H19.3.31まで	H18.11.8 リマで (同日)	日本側 石田仁宏在ペルー 大使 側 ホセ・アントニ オ・ガルシア・ベラウソ ン デ外務大臣	H18.11.20 624号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。